

生活困窮者自立支援制度改定に向けて

平成 29 年 11 月 11 日

1. 生活困窮者の定義をさらに現実に即した広義のものとするべきである。本法第二条における生活困窮者の定義において、「最低限度の生活が維持できなくなるおそれ」が生じるのは、「現に経済的に困窮」していくことだけではなく、社会的孤立など多様な要因が複合してのことである。生活困窮者についてより広義の定義をおこなうことで、この制度が地域共生社会づくりの一つの軸になることを明確に打ち出すことができる。また、就労準備支援事業など任意事業の支援対象についても、収入や年齢による制限は可能な限り緩和するべきである。
2. 制度における個別給付は、住居確保給付金に限定されているが、たとえば学習支援の場での食料提供や、就労支援における交通費の給付などから始めて、支援期間中に生活困窮者を支える給付の枠を拡大していくべきである。
3. 本制度の意義と役割について、自治体関係者、他分野の福祉関係者、地域経済界、地方議員などにさらに周知し、徹底していくことが重要になっている。とくに本制度が地域共生社会の提起や地方創生の取り組みと一体のものであり、地域活性化と持続可能性強化のために本制度がなくてはならないものであることをあきらかにし、全庁的にこの制度を活かす努力を重ねることを求めていく必要がある。
4. 3 で述べたことから、自治体は本制度が、縦割りの制度を超えて、雇用や産業の部局、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、居住支援協議会や住宅セーフティーネット制度、救護施設、地域定着支援センター、民生委員・児童委員などつながり、相乗的な成果を挙げることができるように、あらゆる手段を講じるべきである。その際、当事者の人権と意向に最大限の配慮しつつ、支援に必要な情報を共有していくための仕組みづくりを急がなければならない。
5. 本制度の趣旨は、既存の制度を乗り越えて、利用者本位の支援を行うことにある。4 にあげた縦割り制度間の連携強化に加えて、自治体直営であれ、受託運営であれ、実施組織は利用者およびその世帯のニーズに敏感で柔軟な運営を行うことが求められる。国と委託者である自治体はそのような柔軟な運営のための仕組みづくりに努める必要がある。
6. 各事業の現場で奮闘する支援員が孤立し、疲弊していくことは、本制度がその役割を発揮し、定着することを困難にするものであり、なんとしても許してはならない。「断らない相談」を目指すことは正しいが、そのためにも、支援員の各事業の人員配置を強化しつつ、支援プランなどにかかわる帳票類や手続きを合理化し、支援員がやりがいをもって支援をすすめることができるように、あらゆる配慮がなされるべきである。そして3、4 で述べたことは、制度横断的に個別的・包括的支援を展開するすべての責任を事業所と支援員におしつけることなく、基礎自治体や都道府県でそのための体制を整えていくことを意味する。

7. 支援の人材育成については、地域共生社会の提起にともなう基礎的な知見、知識の共有という課題もふまえつつ、その専門性を強化し、さらに処遇の改善を実現する方向で、都道府県と自治体が連携しながら制度を整備するべきである。
8. 各事業については、国の補助率を高めつつ、必須事業の範囲を拡大していく必要がある。任意事業についてもより多くの自治体が着手する環境を整えるべきである。また、就労訓練事業の認定拡大にあたって、特段の措置を講ずることが求められる。
9. 基礎自治体の規模によっては、任意事業などを単独でおこなうことが困難な場合も多い。あるいは自立相談支援事業をおこなうことができない町村部もある。生活困窮者自立支援の広域実施のために、都道府県に生活困窮者支援のセンターを設置するなど、都道府県の役割を明確にするべきである。
10. 自治体の事業委託にあたっては、事業の評価が実施費用の多寡に還元されてはならない。また、就労準備支援事業の評価においては、単純に就労件数の評価になると、就労可能な条件のある利用者のみ支援を集中するいわゆる「クリームスキミング」の傾向を生み出しかねない。民間事業者の取り組みが総合的に評価され、なにより地域におけるつながりや信頼の蓄積、利用者の能動的意欲的姿勢を引き出した実績が、きちんと評価される基準をつくりだすべきである。
11. いうまでもなく本制度は、生活保護の利用者を抑制することを目指すものではない。生活保護制度が、より「利用しやすくかつ出やすい」制度に転じていくことと連携しながら、運用されるべきものである。生活保護の扶助水準や受給者を形式的に抑制することには反対しつつ、他方で同制度がより柔軟に運用され、生活困窮者の支援と一体化していくことを求めるものである。

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事会

代表理事	岡崎 誠也	高知市長
代表理事	宮本 太郎	中央大学
代表理事	奥田 知志	認定NPO法人 抱樸
理事	池田 徹	社会福祉法人 生活クラブ風の村
理事	櫛部 武俊	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会
理事	渋谷 篤男	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
理事	生水 裕美	野洲市役所
理事	田嶋 康利	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
理事	新里 宏二	新里・鈴木法律事務所
理事	西岡 正次	A' ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）
理事	原田 正樹	日本福祉大学
理事	和田 敏明	ルーテル学院大学
監事	駒村 康平	慶應義塾大学